

## 議案第2号

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条  
第2項に掲げる協議が調っている証明書（案）

令和元年度第3回（令和2年1月30日開催）までの守谷市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

## 記

## 1. 協議が調っている事項

○コミュニティバス（モコバス）「いこいの郷」バス停新設・ルート延長

## 2. 協議が調っている路線

○コミュニティバス（モコバス）：1ルート ※別紙「モコバスルート延長」参照

## 3. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

○コミュニティバス（モコバス）

- ・市役所・板戸井ルート 守谷駅西口⇄イオンタウン守谷⇄守谷市役所⇄守谷高校⇄西板戸井地区⇄守谷高校⇄守谷市役所⇄イオンタウン守谷⇄守谷駅西口

## 4. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

○コミュニティバス（モコバス）

- ・運賃の額（1回） 大人：200円（一日券400円）中学生以上  
小人：100円（一日券200円）小学生  
未就学児，障がい者及び介助者（1名）：無料

## ・乗り継ぎ券

モコバス同士，最初に乗車したルートから別のルート（市役所・板戸井ルート⇄みずき野・松並青葉ルート）に乗り継ぐ場合，1回に限り無料で乗り継ぎを可能にするため，乗り継ぎ券を発行する。

## 5. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には，その条件

○適用期間

2020年4月1日～

○その他の条件

・コミュニティバス（モコバス）

運行時間帯：午前7時～午後7時台

運行便数：市役所・板戸井ルート

7便／1日，車両：小型1台

みずき野・松並青葉ルート

10便／1日，車両：小型1台

フリー降車区間の設定：別紙「モコバスルート延長」参照

令和2年1月 日 守谷市地域公共交通活性化協議会

会長 鈴木 榮 印